

知的財産権などの保護について

日本予防医学リスクマネジメント学会では会員保護として以下の措置を設置しています。

1) 著作権委員会

日本国法規により、本会が発行する下記の著作物に対して、次の著作権は本会に帰属する。

(対象となる著作物) 著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物であって、有体物か無体物かを問わず、著作者が、自らまたは本学会からの要請に応じて投稿する以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 会員向けか一般向けかを問わず、本学会が作成、発行もしくは編集する書籍(単行本、参考書、教科書等)、小冊子、論文集、機関誌(和文論文誌、英文論文誌)等の出版物もしくは頒布物、または本学会のウェブサイト(以下、これらを総称して「出版物等」という。)に掲載される研究論文、解説記事、コメント記事及びこれらの抄録等
- ② 本学会が主催または共催する国際会議、国内大会、セミナー、シンポジウム、パネルディスカッション等(以下、「大会等」という。)において使用するプログラム、予稿、プロシーディングス原稿、発表原稿、レジュメその他の資料
- ③ 前記①または②に関するロゴタイプ、音声、画像、映像、データベース等
- ④ その他、前記①ないし③に類するものであって本学会が指定するもの

(著作権の範囲) 論文等の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、同第22条(上演権及び演奏権)、同第22条の2(上映権)、同第23条(公衆送信権等)、同第24条(口述権)、同第25条(展示権)、同第26条(頒布権)、同第26条の2(譲渡権)、同第26条の3(貸与権)、同第27条(翻訳権、翻案権等)、及び同第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定める全ての権利をいう。

著者は自著書部分のみに関する著作権を自由に行使できる。

その他の場合の使用では、事前に本会に文書にて問い合わせ、公式承諾書を入手する必要がある。

以上の詳細規定は別途定める所とする。

2) 関連する法学部教授陣ならびに顧問弁護士団